

ふるさと小野町会
ふれあい通信

近事片々

國分 紀光

(飯豊出身・東京支部)



最近うれしかった野球の話から。

一つは、WBCで侍ジャパンが2連覇したこと。韓国との決勝戦。延長までもつれ込んだ優勝は皆さんもスカッとした気持ちになったのではないだろうか。この優勝は、「政治と金」を巡る問題や「経済不況」で、巷に漂っていた沈滞ムードや閉塞感を、つかの間忘れさせてくれました。もう一つは、春の選抜高校野球大会です。わが福島県からは残念ながら、今回選ばれず出場していませんが、東北の2校(岩手・花巻東、宮城・利府)がよくがんばり準決勝まで進みました。しかも、花巻東は決勝まで駒を進め、

惜しくも優勝旗を持ち帰ることはできませんでしたが、すばらしい戦いぶりでした。雪国のハンデを乗り越えての大健闘で、春まだ浅い東北に、一足早く春をもたらしてくれました。今年の夏はわがふるさとのチームが甲子園で大暴れしてほしい！と願っています。東京の桜は3月21日に開花しましたが、その後の低温続きで4月2日にやっと満開になりました。おかげさまで4月5日の埼玉支部・東京支部合同の今年の花見も、好天・満開の桜の元で昨年同様大盛況でした。埼玉支部の皆さんや、地元の方々のお手伝いを得て、楽しいひとときを送ることができました。ありがとうございました。さて、なにかと話題の多かった「定額給付金」も支給が始まりました。また、一定の制約がありながらも、高速料金のごままでいって10万円という制度も始まりました。今年のゴールデンウィークは5連休となります。皆さんもこれらを有効活用し、お出かけになってはいかがでしょう。この時期、私は毎年ふるさとの山で、おいしい空気を吸いながら「山菜取り」に夢中になっています。

年金所得にかかる町・県民税の納入方法が変わります!!
—平成21年10月から—

【どう変わるの?】

公的年金を受給している方の納税の利便性を図るため、公的年金所得にかかる住民税の徴収方法が普通徴収(銀行などに出向き自分で納める)から特別徴収(年金から天引き)に変わります。

【対象になる方】

- 次の要件に全て該当する方
- ①65歳以上の方
 - ②納税義務のある方
 - ③前年中に公的年金などを受給していた方
 - ④当該年度の初日(4月1日)に老齢基礎年金などを受給している方

【対象になる年金は?】

国民年金法による老齢基礎年金などの老齢または退職を支給事由とする年金で年額18万円以上のもの。

【所得による徴収方法】

所得の種類により徴収方法が異なります。

- 年金所得
年金所得にかかる分の税額は、年金から特別徴収。
- 給与所得
給与所得にかかる分の税額は、勤務先において特別徴収。
- それ以外の所得
年金所得、給与所得以外の所得にかかる分の税額は、従来どおり普通徴収。

年金所得にかかる町県民税が24,000円の場合のイメージ

●特別徴収開始年度

徴収方法	普通徴収		特別徴収		
	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の1/4		年税額の1/6		
	6,000円	6,000円	4,000円	4,000円	4,000円

●2年目以降

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月分と同じ金額			年税額から仮徴収分を差し引いた額の1/3		
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円

◆問い合わせ 税務課 ☎72-6932